

單親家園租屋服務 「一人親の家」借家サービス

服務對象：

- 一、設籍本市市民或居留地址登記於本市之非本國籍民眾，符合高雄市弱勢單親家庭扶助辦法所列之單親家庭。
- 二、申請人及其子女均無自用住宅。
- 三、家庭總收入平均每人每月未達當年度最低生活費 2.5 倍。
- 四、申請人及子女之存款平均每人未達新台幣 35 萬元，其股票及投資視為存款併計。
- 五、申請人其子女能自理生活，不需庇護或經醫師診斷未患有酒癮、藥癮及中重度精神障礙等疾病。

サービス対象：

- 一、本市在籍の市民或いは居留住所を本市に登録している非本国籍の方で、高雄市弱勢単親家庭扶助辦法に列記されている一人親家庭。
- 二、申請者及びその子女で自宅用住まいのない者。
- 三、家庭の総収入が平均一人毎月当年度の最低生活費の 2.5 倍に達しない場合。
- 四、申請者及びその子女の預金（貯蓄）が平均一人新台湾ドル 35 万元に達しない場合。株及び投資は預金として合わせて計算する。
- 五、申請者の子女は自立生活ができ、庇護の必要がないか、或いは医師の診断により飲酒癖や、薬物依存及び中度または重度の精神障害等の疾病がない者。

服務內容：

- 一、共設置小港山明、左營翠華、鳳山向陽等 4 處單親家園，提供單親家庭之居住及輔導。
- 二、依坪數大小及地段，每戶每月租金定為 3500 元、4000 元及 4500 元三種承租金額。

サービス内容：

- 一、小港山明、左營翠華、鳳山向陽など計 4 か所の単親家園（一人親の家）を設置し、一人親家庭の居住及びサポートを提供します。
- 二、坪数の大きさ及び場所により、毎世帯毎月の家賃を 3,500 元、4,000 元、4,500 元の 3 種類と定める。

應備文件：

- 一、最近三個月內全戶戶籍資料或居留證明。
- 二、出具申請人及其子女國稅局開立最新年度各類所得資料、財產歸屬資料清單及綜合所得稅籍資料清單。
- 三、最近三個月內區域醫院出具之檢查證明(含 X 光及尿液檢查)。
- 四、其他相關證明文件。

必要書類：

- 一、最近 3 か月以内の全戸戸籍資料或いは居留証明。
- 二、申請者及びその子女の国税局が発行した最新年度の各所得資料、財産帰属資料の明細及び総合所得稅籍資料の明細。
- 三、最近 3 か月以内の区域の医療機関が発行した検査証明（レントゲン及び尿検査を含む）。
- 四、その他関連する証明書類。

受理電話：

社會局婦女及保護服務科 3303353

高雄市單親家園

- 一、【西區】左營單親家庭服務據點—翠華家園 5880013
- 二、【中區】小港單親家庭服務據點—山明家園 8037227
- 三、【南區】鳳山單親家庭服務據點—向陽家園 7191450

受付電話：

社会局婦女及び保護サービス科 3303353

高雄市単親家園

- 一、【西区】左營一人親家庭サービス拠点—翠華家園 5880013
- 二、【中区】小港一人親家庭サービス拠点—山明家園 8037227
- 三、【南区】鳳山一人親家庭サービス拠点—向陽家園 7191450

備註：

住用期限以 1 年為原則，續約以 1 次為限。

備考：

居住期限は 1 年を原則とし、継続契約は 1 回を限度とする。